

柏市社会参加支援事業業務委託仕様書

1 件名

柏市社会参加支援事業業務委託

2 業務目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号及び第3号に規定する事業を実施するため、ラコルタ柏（柏市総合福祉センター）を主な拠点として、地域住民の生活課題の解決に資する市民や各種団体の活動の支援及び社会参加の促進を図る事業を進める目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 参加支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者（以下、「支援対象者」という。）等で、既存の各制度の支援では対応できない支援対象者やその世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、支援対象者と参加の場のマッチングを行い、多様な社会参加の実現を目指す。

ア 柏市の重層的支援体制整備事業推進会議への参画

上記支援メニュー等の作成及びコーディネートを行うため、毎月実施される推進会議に参加し、会議を主催する多機関協働事業者や関係機関等からの支援対象者に係る情報提供により、ニーズや課題などの把握を行う。

また、柏市の重層的支援体制のあり方を検討する場でもあるため、個別支援の充足だけでなく、重層的支援体制整備の方向性や各事業のあり方などについての検討に参画し、多機関協働事業者とともに制度作りの提案等を行う。

イ 重層的支援会議及び支援会議への参画

多機関協働事業者からの要請により、会議に参加する。事業

趣旨を踏まえ、支援対象者の抱える課題解決に向けた支援メニューの提案等を行い、多機関協働事業者と共に伴走支援者として支援対象者への事業参加のフォローアップを行う。

ウ 支援対象者のアセスメント、プランの作成及び評価

支援対象者に柏市が指定する相談受付・申込票を記入してもらい、利用希望を確認しながらアセスメントを行う。アセスメント結果に基づき、支援対象者の社会参加に向けた支援方針、内容などを記入したプランを作成し、社会参加の機会を提供すること。また、プランについて、支援期間終了後、評価及び報告をすること。

エ 全世代型地域づくり事業との連携

「ラコルタ柏コーディネーター事業※1」と連携し、多様な主体が出会い・学び合うプラットフォームに存在する「地域活動」と「プレイヤー」を支援対象者の個別支援に向けたツールとして、地域課題の解決に向けて取り組むこと。

(2) 居場所づくり事業

ア イベント開催

(ア) あ・えーるテラス、多世代交流スペース、多目的研修室、講座室及び活動室を利用し、福祉団体やボランティア団体等が行うイベント等の企画・実施の支援を行う。イベント実施回数は、年間約200回程度を想定。

(イ) 上記(1)と連携し、支援対象者への支援に必要な活動の企画・実施を行う。

(ウ) 上記(ア)(イ)において、地域住民の誰もが参加できるよう工夫し、ラコルタ柏以外での開催についても検討すること。

イ 居場所づくり

あ・えーるテラス及び多世代交流スペースにおいて、属性を問わない居場所づくりを行うとともに、支援対象者の居場所となるよう配慮ある環境づくりや交流の場を創出するため、場を開放し職員を配置する。開所日及び開所時間は以下のとおりとし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び休館日は除く。イベントの開催においては、この限りではない。

(ア) あ・えーるテラス

a 開所日

月曜日・水曜日・金曜日を含む週 3 日以上

b 開所時間

原則 10 時から 16 時まで。ただし、利用者の特性や利用状況を鑑み、ラコルタ柏の開館時間（9 時から 21 時）内で開所時間を変更する希望がある場合は、柏市と協議の上、調整する。

(イ) 2 階多世代交流スペース

a 開所日

月曜日から金曜日の週 5 日

b 開所時間

原則 9 時から 17 時まで

ウ 情報発信

ラコルタ柏のホームページや各種 SNS を利用し、情報発信に努める。

(3) その他本事業の目的を達成するために必要な事柄

ア 柏市と協議して決定すること

イ (1) から (3) の履行内容について、月に一度、指定する日に打合せを実施し報告すること。

5 運営体制

業務を実施するための職員は次のとおりとし、職員の中から責任者を選任し、柏市に報告すること。但し、常時配置ではなくイベント開催時や来客者の数により対応すること。なお、兼任は妨げないとし、事前に柏市と協議すること。

(1) 参加支援事業 2 名以上

(2) 居場所づくり事業 2 名以上

但し、開所時間は 1 名以上の配置を置くものとする。

6 事業計画書

(1) 業務の実施に当たり、受託者は業務の実施内容を記載した事業計画書を作成し、令和 8 年 5 月末までに柏市に提出すること。

(2) 事業計画書には、次の内容を記載すること

ア 従事する予定の職員の職、氏名、経歴等

イ 事業計画

ウ その他柏市が指定する事項

7 報告書の提出

受託者は委託内容が完了し次第、業務報告書及び業務収支決算書を提出する。また、毎月の実績については、柏市が指定する事項を翌月10営業日までに提出し、月例打合せに臨むこと。

8 単価・総価契約の別

総価契約

9 支払い精算について

委託料は概算額とし、受託者の請求により概算額を支払うものとする。また、精算が生じた場合は、柏市が指定する日までに返納すること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、柏市と受託者とで誠意を持って協議するものとする。
- (2) 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たときに効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、柏市は損害賠償の責めを負わない。

11 担当

柏市福祉部福祉政策課 担当：中間、泉田

連絡先 TEL 04-7167-1131

E-mail:fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp

※1 ラコルタ柏コーディネーター事業

ラコルタ柏の1階から5階までのイベントの企画及び提案等を行う館に駐在するコーディネーターを配置。ラコルタ柏の来館者に対して、コンシェルジュの役割を行いながら来館者に地域の担い手になってもらえる仕掛けづくり、団体と人材のパイプ役などを行う。令和7年度は2名採用し、週2回程度勤務。